

駐 車 場 使 用 契 約 書

パーク上尾団地管理組合（以下「甲」という。）と _____（以下「乙」という。）とは、パーク上尾団地管理規約第16条に基づき、次のとおり駐車場使用契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第 1 条 甲は、駐車場のうち後示指定位置を乙に使用せしめることを約する。

第 2 条 乙は、駐車する自動車（以下「駐車車両」という。）をあらかじめ甲に届け出なければならない。

2、 乙は、前項の届出事項に変更があった場合には、速やかに甲に届け出なければならない。

3、 駐車場を使用できる車両は、車両幅1, 800mm以下、車両長さ4, 930mm以下、車両高さ2, 100mm以下、車両重量2, 445kg以下の車両とする。

第 3 条 使用料は後示のとおりとし、乙は毎月6日までに当月分の使用料を甲に支払うものとする。

2、 前項の使用料金の支払いは、甲の指定する方法で行うものとする。

3、 使用料金は管理組合総会により金額変更が可決承認された時には変更する。

第 4 条 使用期間は後示のとおりとする。

2、 乙は、前項の使用期間満了前でも1ヶ月前に予告して本契約を解約することができる。

3、 第1項の使用期間の満了する1ヶ月前までに甲又は乙から何等の申出がないときは、本契約は1年間同一条件をもって更新されるものとし、その後も同様とする。

第 5 条 乙は、駐車場の使用权を他に譲渡し、又は転貸等することができない。

第 6 条 乙は、駐車場を善良なる管理者の注意をもって使用し、次に掲げる行為をしてはならない。

1) 駐車（ここでいう駐車とは車両を通常の生活手段として使用している場合を指す）以外の目的に使用すること。

2) 駐車場内に発火性又は引火性の高い物品を持ち込むこと。

3) 他の自動車の運転使用を妨げるおそれのある行為をすること。

4) 法律上運行出来ない車両を保管駐車すること。

5) 前各号に規定するもののほか、駐車場使用細則に反する行為をすること。

2、 前項の規定のほか甲が駐車場の管理上必要な規定等を作成し、又は変更して、これを乙に通知し、若しくは適当な場所に掲示した時は、乙はこれを守らなければならない。

第 7 条 駐車場内において駐車車両が盗難・衝突・接触等の事故を起こし、又は天災地変、火災その他の事由により滅失、毀損等乙に損害が生じても、甲は乙に対し損害賠償その他一切の責任を負わない。

第 8 条 乙が第 3 条の使用料金を 1 ヶ月以上延滞する等、本契約及び駐車場使用細則の条項に違反したときは、甲は本契約を解除することができる。

2、 乙が、その所有する専有部分を、他の組合員又は第三者に譲渡又は貸与したときは、本契約は効力を失う。

第 9 条 使用期間満了、契約の解除等によって本契約が終了した場合、乙は無条件にて直ちに使用駐車場を甲に明け渡さなければならない。

第 10 条 本契約に定めのない事項については、パーク上尾駐車場使用細則によるほか、甲・乙協議の上誠意をもって処理しなければならない。

駐 車 車 輛	車 名 登録番号
使 用 料 金	月 額 1 0 , 0 0 0 円
駐 車 場 所	
使 用 期 間	西暦 年 月 日から西暦 年 月 日まで

上記契約の証として、本契約書 2 通を作成し、署名捺印の上、甲・乙各 1 通を保持する。

年 月 日

甲 パーク上尾団地管理組合

理事長

印

乙 住戸番号 号室

氏名

印